

## 綾町介護人材確保定住促進支援金支給要綱（令和5年9月29日告示第113号）

最終改正:

改正内容:令和5年9月29日告示第113号 [令和5年10月1日]

## ○綾町介護人材確保定住促進支援金支給要綱

令和5年9月29日告示第113号

## 綾町介護人材確保定住促進支援金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護人材の確保と定住の促進を図るため、町外から転入し町内の介護サービス事業所に就職する者に対し綾町介護人材確保定住促進支援金(以下「支援金」という。)を支給するものとし、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、介護サービス事業所とは本町に事業所を有する介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する介護サービス事業所をいう。

(支援金の支給対象者)

第3条 支援金の支給対象者は、町内の介護サービス事業所に就職するために町外から転入した者であって、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 介護サービス事業所に継続して2年以上勤務する見込みがあること。

(2) 転出元の市区町村で税等の滞納がないこと。

(支給対象経費)

第4条 支給対象経費は次に掲げるものとし、100千円を上限とする。ただし、千円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てた額とする。

(1) 引越費用 支援金の支給対象者が町外から本町に転入する際に支払った引越費用のうち、引越業者(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)に基づく一般貨物事業者運送事業者のことに同じ。)に支払った額

(2) 赴任旅費 支援金の支給対象者が就職のために転出元から本町に転入する際に要した交通費

(支援金支給申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、綾町介護人材確保定住促進支援金支給申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

(1) 住民票

(2) 就労証明書

(3) 引越内容、支払額が確認できる書類の写し

(4) 赴任にかかった交通費の領収書の写し

(5) 転出元の完納証明書

(6) 綾町介護人材確保定住促進支援金に係る誓約書(別記様式第6号)

(7) その他、町長が必要と認めるもの

2 町長は前項の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、支援金支給の可否を決定し、綾町介護人材確保定住促進支援金支給決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(支援金請求)

第6条 前条第2項の支給決定通知を受けた者(以下「支給決定者」という。)が支援金の請求をするときは、綾町介護人材確保定住促進支援金請求書(別記様式第3号)を町長に提出するものとする。

(支給決定の取消等)

第7条 町長は、支給決定者がやむを得ない事情を除き、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給決定を取消することができる。

(1) 支給決定者が2年以内に町外へ転出したとき。

(2) 支給決定者が2年以内に退職したとき。ただし、退職後に町内の別の介護サービス事業所へ就職した場合及び事業所の都合により解雇された場合を除く。

(3) 支援金の申請に関し、偽りその他の不正の行為があったと認められたとき。

(4) その他、町長が支給決定を取消す必要があると認めたとき。

2 町長は、前項の規定により支援金の支給決定を取消すときは、綾町介護人材確保定住促進支援金支給取消決定書(別記様式第4号)により、本人に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により支援金の支給決定を取消した場合において、既に支援金が支給されているときは、綾町介護人材確保定住促進支援金返還命令書(別記様式第5号)により支援金の全部の返還を命ずることができる。

4 町長は、支援金の取消しにより支給決定者に損害が生じることがあってもその賠償の責めを負わない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。